



行政相談は、毎月行っており、 行政相談は、毎月行っており、 無料で秘密は固く守られます。 なお、相談日など詳細につい ては高山村役場総務課(**2**63・ て111)又は、総務省群馬行政 では高山村役場総務課(**2**05)

けて行っている、 税・登記など国の業務や地方公 政相談委員に委嘱されまし 活保護などの業務についての苦 団 一刀美さんが、 政相談 成 体が国から 意見、 29 4月 委員 要望を伺い、 総務大臣 1日 委任 国民. は などを受 玉 年 け 道 숲 から行 生 関

委嘱されました 関亜刀美さんが に

# 英検・漢検の検定料を補助します

高山村では英検・漢検を受験する中学生に対し補助金を 交付しますので、希望される方は申請をお願いします。

●対 象 者 中学校等に就学し、英検・漢検を受験した生 徒の検定料を負担した保護者等。(ただし、生

徒・保護者ともに高山村に住所を有すること) ●対象検定 実用英語技能検定(英検)・・・1級から5級

日本漢字能力検定(漢検)・・・1級から5級

●補助金額 対象検定に係る検定料と同額

●申請手続 検定の結果が通知された日の翌月末日までに、 英語等検定料補助金交付申請書に検定結果通 知の写しを添付し、教育委員会に提出してく ださい。

《お問い合わせ》

教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

# 保健みらい課をよろしくお願いします!

村では、機構改革の一環として平成29年4月より住民課の業務を再編成して、保健・福祉部門を所管する『保健みらい課』を新設いたしました。

保健みらい課の業務内容をご紹介するとともに、 今後とも保健・福祉に関する施策にご理解、ご協力 をよろしくお願いいたします。

### 『保健みらい課(保健福祉センター内)業務内容』

保健予防事業·介護予防事業·高山村地域包括支援 センター·民生委員·社会福祉·児童福祉·老人福祉· 障害者福祉·保育所及び学童保育管理運営

### 《お問い合わせ》

保健みらい課(保健福祉センター内) ☎0279-63-1311 FAX 0279-63-1310

# [人権擁護委員の日]全国一斉特設人権相談について

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、下記のとおり「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

- ●開設日時 平成29年6月1日(木) 午前10時~午後3時
- ●場所 高山村いぶき会館

なお、特設人権相談所へお越しになれない方につきましても、 通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けて おりますので、お気軽にご利用ください。

電話による相談は、**全国共通人権相談ダイヤル0570-003-110**をご利用ください。

### 《お問い合わせ》

前橋地方法務局人権擁護課 **☎**027-221-4466(代表) 前橋地方法務局中之条支局 **☎**0279-75-3037

# 保育所の中庭がリニューアルしました!

保育所の中庭が、フラワーショップ経営の西形百合子さんのボランティア作業により美しく生まれ変わりました。元気に泳ぐ鯉のぼりに、保育所の子どもたちも大変喜んでおります。



### 《お問い合わせ》

保健みらい課(保健福祉センター内) ☎0279-63-1311

# 役場各課担当事務内容と職員をお知らせします

地域振興課	総務課	課名
地 域 原	財 政 係 歷 任	担当事務内容
主 主 係 係 補 課	(MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA)	職
任 任 長 長 佐 長	武員 託 事 任 長 長 <sup>+</sup> 中長 佐 長	名
後 山 武 座 金 割 藤 田 田 木 井 田	小 飯 河 前 平 小 鈴 平 平 林 塚 原 村 形 池 木 形 形 恵 田 利	氏
裕清和光之隆也代等真	利 伸 英 世 好 正 伸 英 郁味 子 華 子 崇 浩 恵 俊 雄	名

教育長	副村長	村長
山口	飯塚	後藤
廣	哲也	幸三

農林課	保健みらい課	課名
林務係・農政係	保健係・福祉係	
株		担当事務内容
主補補補補課	(学 順保 順保 順保 原保 原保 原保 原 (保健 解育 新 進費 託士 託士 託士 託士 形士 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	職
事 佐 佐 佐 長	批導 批子 批士 批士 所事 所事 士佐 師事 師佐	名
松 都 星 都 松 星 井 筑 野 筑 井 野 み 喜	林 山 関 田 星 飯 倉 木 藤 福 小 野 野 田 村 井 田 野 よ な 理	氏
智 ゆ 哲 久 信 茂 良 き 也 雄 之 樹	野井久美子 野井久美子 野井久美子	名

議会事務局	教育	委 員 会		課名
<b></b>	幼 稚 園	学 校	給食センター	
議会事務	安全担当 安全担当 安全担当	高山小学校用務	給食の栄養管理	担当事務内容
書局	偏教 主教 主教 係教 補教 偏園	用務員	(再任用)	職
記 長	託諭 事諭 事諭 長諭 佐諭 託長	託員 員	一 一 一 一 一 一 一 一 任 一 任	名
(総務課係長兼任) 平形 好崇 好崇	青小須田大中柳倉藤村渕沢	小 関 根 市	飯 茂 後 塚 木 藤	氏
<sub>長</sub> 好 学 好	留 佳 千 千 美 初 雅 恵 明 晴 子 美 紀	林	由 好 美 政 子 号 樹	名

(平成二十九年四月一日)

保健みらい課	住 民 課	税 務 会 計 課	
保健係·福祉係	住民係	税 務 係・出 納 係	
生活保護・民生児 童女員会・児童手 福祉・保健福祉・ と福祉・ と人福祉・ と人福祉・ と人福祉・ と人福祉・ と と と を を を を を を を を を を を を を と を を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	衛生·介護保險 衛生·介護保險 一種和医療· 一種和医療· 一種和医療· 一種和医療· 一種和医療· 一種和医療· 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、 一種、	般 証 動車 税 · 国保税 · 軽自 救務 全	国際交流 軍・ふるさと納税・ 国際交流
(保参 主 補 課 健	主 主 主 係 補 補 課	主 係 補 補 計課 管長	嘱 嘱 主
) (m) 事	事 事 任 長 佐 佐 長	主 係 補 補 計課長 管理兼 任 長 佐 佐 者会	託 託 任
星 野 千 香 子 ろ	林 武 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	石 大 香 山 佐 坂 渕 川 口 藤 光 正 珠 章 唯 規 和 枝 彦	齊藤 瑞代 甲山 亜美

教 育 委 員 会	建設課
社会教育係・学校教育係	上下水道係・建設係
図書室・ 学校保健・育英事 学校保健・青少年教育・生涯学習・公民館・ 一日	理 国土 村 河川 · 炎 村 河川 · 炎 芸 復 任 宅 · 法 定 张 · 道 路 · 上 下 水 道 · 里 地 管 ·
助 英 主 主 主 補 補 ( 会	嘱嘱主主乐係課
助	託 託 事 事 任 長 長
東 長 割田 信一	櫻 大 根 廣 平 塚 山 飯 井 島 本 田 形 越 岸 塚
リー 渉 香 啓 俊 <sup>から派遣</sup> 信 太 涼 澄 三 幸 <sup>遺</sup> 学 一	和 佑 政 孝 欣 均 和 剛 則 太 義 宏 也

医療広域連合群馬県後期高齢者	群馬県後期高齢者医	吾妻養護老人ホーム
主	療	所
事	广广	長
倉品	域連	山岸
	合	
隆史	派遣	栄

吾妻広域町村圏振興整備組合派遣

農業委員	会事務局	公平委員会	固定資産評価 審査委員会 事務局	監査委員 事務局	選	学管理委	員会事務	局
農業者年金	農業委員会	公平委員会事務	会事務	監查委員事務		Zi ≥i di Ti NS HA NX III Xi	産(以外) 空寸 田北 たぐ コゴーバ (計) 女力	
書	局	書	書	書	書	書	書	書記長
記	長	記	記	記	記	記	記	長
(農林課補佐兼任)	(農林課長兼任) <b>茂樹</b>	(総務課長兼任) <b>郁雄</b>	(議会事務局長兼任)	(議会事務局長兼任)	(総務課主事兼任)	(総務課係長兼任)	(総務課補佐兼任)	平形 郁雄

# 飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成29年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の犬を飼っ ている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書(ハガキ)を会場へ持参くださ** るようお願いいたします。

期日	会場	時 間
	火の口公民館	9:30~ 9:50
5	農協旧尻高支所	10:00~10:20
月月	北之谷住民センター	10:30~10:50
18	基幹集落センター	11:00~11:20
	関田住民センター	11:30~11:50
(木)	役原地区住民センター	13:10~13:30
	高山村役場	13:40~14:10

期日	会場	時 間
	五領公民館	9:30~10:00
5 月	新田地区集会所	10:10~10:40
	本宿公民館	10:50~11:20
19 日	原住民センター	11:30~11:50
金	梅沢集会所	13:10~13:30
	茶屋ケ松集会所	13:40~14:00

### ☆ 手数料

- 注射のみ(登録済みの犬) 注射料 3.400円
- ・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,400円
- ☆ 犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。
- ☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。
- ☆ 運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。
- ☆ 本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。
- ☆ 飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。
- ☆ 動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。
- ☆ 4 · 5 · 6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。



# 小さな命を大切に

最近、高山村では捨て犬、捨て猫を保護する件数が増えております。

年老いたため、赤ちゃんを産み増えすぎて飼えなくなってしまった等の理由により、捨てられてしまうケースが見 うけられます。

そういった犬や猫たちは、飼い犬や飼い猫に危害を加えたり、民家を荒らしてしまう可能性があります。保護され れば、殺処分の可能性もあります。

そういったことをなくすためにはまず、責任をもってペットを飼いましょう。動物にも気持ちがあります。愛情を 持って育てていただき、家族とのより良い関係を築いていただけたらと思います。

### ※高山村には飼い犬・飼い猫に対する去勢・避妊手術費の補助金制度があります※

ます。

高山村に住所を有する方で、飼育している犬・猫の避妊・去勢手術を実施した者。(犬については登録及び狂犬病 予防注射をしていることが条件となります)避妊・去勢ともに、一頭につき手術費の半額とし、1,000円未満を切り 捨てた額となっております。

ご不明な点がございましたら、役場住民課までご連絡ください。

高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111

**☎**63·2075 お問い合わせ先 高山村社会福祉協

うえお申し込みください 午前8時 付けます。なお、受付時間は から5月22 受付期間 社会福祉協議会へ市 分までです(土曜日) 歴書に必要事項を記入の 祝日は除きます)。 30分から午後5時 は  $\exists$ 5月8日 (月)まで受け 、日曜 販 月 Ш

普通運転免許をお持ちの方 申込受付期間等 方 申込用紙」 祉協議会に用意してあり は、 Щ

社会福祉業務の経験がある 方で次の要件を満たす方 募集要件 社会福祉 年 齢 50 歳 迄

嘱託職員を募集いたします。 募集人員 山村社会福祉協議会では 1 名

仕事内容

般

協高 議 嘱 託 福 職 祉 information in the second of t

# 高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が 送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、担当課へご確認をお願いいたします。

(平成29年4月現在)

### ◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

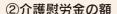
日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

### ①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

(2)介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。



要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)



### ◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、 回数券を割り引いて販売します。

- ①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方
- ②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。



### ◎温泉割引使用証明書発行事業

温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の 使用料を割り引いて利用できる割引使用証明書を発行します。

(紛失された方は再発行します。)

ふれあいプラザ:通常500円を300円/いぶきの湯:通常300円を200円



※以上の事業についてご不明な点は、住民課(☎63-2111)へお問い合わせください。



### ◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成 します。

### ①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
- (2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

### ②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

- (1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯
- (2)前年所得税非課税の世帯
- ③対象工事 高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付 随する附帯工事費用
- ④助成率及び助成限度額 助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円
- ⑤その他の事項
  - (1)高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。
  - (2)介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費とを併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

### ◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

### ①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

- (1)高山村に在住し住所を有する方
- (2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族
  - ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
  - イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は 下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯
- ②補助率及び補助限度額 補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

### ◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

- ①配食対象者 高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守りが必要な介護サービスの必要性があると思われる方
- ②配食の方法 昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。
- ③利用料金 1 食300円(利用者負担額)

### ◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

- ①設置対象者 高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方
  - (1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

(2)ひとり暮らしの重度身体障がい者

- (3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯
- ②設置費用及び利用料 全額村が負担 (村の指定業者が設置)

### ◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

- ①給付対象者 高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに 該当する方
  - (1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
  - (2)高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
  - (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

### ②現物給付の額(1カ月当たり)

(1)要介護度1及び2の方

3.000円

(2)要介護度3及び5の方 5,000円

(3)身体障害者手帳3級以上の方 5,000円

(4)療育手帳A判定の方

5.000円

### ◎ぐーちょきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

- ①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方
- ②配布場所 役場住民課窓口 (運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)
- ③サービス内容 協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

### ◎徘徊高齢者探索システム助成事業(新規事業)

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と 契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

- ①対象者 高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方
  - (1)65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎え に行ける方
  - (2)その他村長が特に必要と認めた方

### ②助成金額

- (1)初期登録費用 運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用及び専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して1回限り。
- (2)利用費用 月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急 行料金は助成の対象外となります。

※以上の事業についてご不明な点は、保健みらい課(☎63-1311)へお問い合わせください。

information in the second of t

# 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

### ◎児童手当

### ①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

### ②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



- ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
- ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、 3人目以降をいいます。

### ③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。 申請はお早めにお願いします。

- ※認定請求に必要な添付書類
- ・健康保険被保険者証の写し
- ・児童手当用所得証明書(必要に応じ)
- ・手当振込先の通帳(請求者名義)

### ●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。

### ◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を 目的として出産祝金を支給します。

### ①支給対象者

(1)出産時において本村に住民登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方 (2)新生児を出産して養育をする父母

### ②出産祝金の額

- (1)第1子及び第2子は200,000円
- (2)第3子以降は300,000円







### ◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が 必要とするおむつ等の購入費を助成します。

### ①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

### ②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

### ◎保育所運営事業

保育に欠ける幼児を保育するため、保育所を設置・運営します。

		保育料(月額)円				
階層区分			3号認定(3歳未満児)		2号認定(3歳以上児)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		0	0	0	0
第2			5,000	5,000	2,500	2,500
第3	<u> </u>	48,600円未満	8,000	7,900	4,000	3,900
第4	得則	48,600円以上97,000円未満	12,000	11,800	6,000	5,800
第5	課民	97,000円以上169,000円未満	19,000	18,700	9,500	9,200
第6	所得割課税世帯	169,000円以上301,000円未満	26,000	25,600	13,000	12,600
第7		301,000円以上397,000円未満	33,000	32,500	16,500	16,000
第8 397,000円以上		40,000	39,400	20,000	19,400	

- この表における用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1)3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいう。 (2)3歳以上児 特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達している支給認定子どもをいう。
- (3)保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用 を11時間までとするものをいう
- (4)保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額の計算について は、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない ものとする
- 3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を 所得割課税額の額とする。
- 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額 にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 5 保育短時間認定者が保育時間を延長する場合の保育料は、保育料表において区分される階層区分の保育標準時間と保育短時間 の保育料の差額とする。
- 一時預かり保育利用の場合は、階層区分にかかわらず3歳未満児日額500円、3歳以上児(1号認定(幼稚園利用児童)を含む) 日額300円・月額6,000円とする。なお、一時預かり保育利用3歳以上児(1号認定(幼稚園利用児童)を含む)の月額利用料に 対しては、高山村保育料軽減に関する特例規則(平成27年規則第1号)に示す軽減措置を適用する。
- ※詳しくは、保育所(☎63-2812)保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

### ◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。 (対象児童は、1年生~6年生までです。) 利用料は無料ですが、おやつ代は保護者の負担となります。

### ◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時30分から保健福祉センター内 の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用く ださい。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

### ◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをも つお母さん達でお気軽にご利用ください。

・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意してくださいます。(1食100円)

### ◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かもと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

### ◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や高校3年生までの者のインフルエンザ 予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

●高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎63-1311

●高山村保育所・児童館 ☎63-2812●児童相談所 ☎0570-064-000

# 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

### < 補助制度の概要>

### 1 社会保険加入者

- ・対 象 者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする (1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号 がわかるものを持参してください。
- ・**受診方法** 受診を希望する方は、直接医療機関に 予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

### 2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対 象 者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民 健康保険に1年以上加入している者、 又は加入すると認められる者で国保税 を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする (1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号 がわかるもの及び人間ドック健診結果 を持参してください。
- ・**受診方法** 受診を希望する方は、直接医療機関に 予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

・そ の 他なお、<br/>付が実施している特定健診(集団<br/>健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

### 3 後期高齢者医療加入者

- ・対 象 者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に 住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする (1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までにお願いします。
- ・**受診方法** 受診を希望する方は、直接医療機関に 予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 なお、村が実施しているご長寿健診(集 団健診・個別健診)を受けた方と脳検 査項目のみの脳ドックは、人間ドック 受診費補助対象にはなりません。

《お問い合わせ》 役場住民課 ☎63-2111

# 浄化槽の適正な 維持管理をお願いします

浄化槽の所有者など(浄化槽管理者)には、浄化槽法により、浄化槽の定期的な保守点検と清掃、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。

事業所や自宅などに設置している浄化槽について、必要な維持 管理の手続きが行われているかどうか確認してください。

必要な手続きは、保守点検(浄化槽内の装置を点検)、清掃(汚泥の引き抜き)、法定検査(水質測定など)になります。

また、浄化槽を新しく設置された方を対象に浄化槽教室を開催 しています。浄化槽の正しい使い方について理解を深めていただ く機会になりますので、お知らせが届いた際はご参加ください。

### 《お問い合わせ》

- ・保守点検、清掃について…群馬県吾妻環境森林事務所 ☎0279-75-4611
- ・法定検査について…(公益財団法人) 群馬県環境検査事業団 ☎027-280-5222

# 農業集落排水·市町村設 置型合併浄化槽への早期 のつなぎ込みのお願い

高山村では、水環境基盤の整備と公衆衛生の向上を目的に農業集落排水施設へのつなぎ込みの推進及び浄化槽整備の推進を行っております。農業集落排水処理区域内において、まだ接続をされていない方は、早期のつなぎ込みのご検討をお願いいたします。併せて、浄化槽市町村整備推進事業で設置を行った浄化槽で未接続の方についても、早期に接続してくださいますようお願いいたします。

### 《お問い合わせ》

高山村役場 建設課 上下水道係 ☎63-2111 (内線51)

# 会 員 募 集 中♪

高山村シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある方を募集しています。原則として村内在住で60歳以上の方の入会を随時受け付けています。みなさまの知識・経験・技術等を地域の方々のために役立ててみませんか。特に女性の入会、大歓迎です。 なお、年会費は1,000円です。

### 

シルバー人材センターは社会福祉協議会で運営していますので、電話一本でお手軽にご利用頂けます。センターは、家庭・企業・公共団体等から引き受けた短期的・臨時的な仕事を、それぞれにふさわしい会員に提供します。その際の責任は、センターが負います。また、高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事はお引き受けできないこともあります。

料金の目安	伐採作業	1,200円~	清掃・片づけ・お茶入れ	760円~
(時給)	植木の手入れ	1,000円~	運搬・田畑・雑役等	760円~
	除草(機械使用)	800円~	一般事務	相談に応じて
	除草(手作業)	800円~	駐車場・公園・運動場管理	760円~
	除草剤散布・消毒	760円~	その他作業	760円~

※上記以外の仕事についてもご相談ください。 ※作業で機械等を使用した場合その使用料金を頂きます。 ※上記金額のほか、事務費として5%を申し受けます。

### 

シルバー人材センターでは、平成28年7月より高所作業車を導入いたしました。高い所でも安全に作業をいたしますので、ご利用の際には連絡をください。

料金の目安 高所作業車利用料 1,200円 オペレーター料 200円

) ※上記以外に作業料を頂きます。 ※オペレーター料には、事務費として5%を申し受けます。

例:植木の手入れ作業を高所作業車を利用して半日しますと1万円前後で出来ます。

《お申し込み・お問い合わせ》 高山村シルバー人材センター ☎63-2075

# むらの学校はたけ組 田植え参加者募集

むらの学校はたけ組では月に1回、農作業体験ができる内容を企画しています。5月は「田植え」を昔ながらの手植えで行います。田植えの後は温泉で汗を流しませんか?

- ●日程 平成29年5月31日(水)
- ●集合 午前9時 いぶきの湯駐車場 昼食終了後解散(午後1時頃予定)
- ●定員 10名(定員になり次第受付終了)
- ●参加費 500円(保険代、昼食代、入浴券付)
- ●内容 田植え
- ●持ち物 汚れてもいい格好、着替え、帽子、タオル、 捨ててもいい靴下(お持ちであれば田植え足袋)

### 《お問い合わせ・お申し込み》

高山村役場地域振興課 ☎0279-63-2111 Mail: viva.takayama@gmail.com

# 小野子山にゴヨウツツジを 見に行こう!

大好評☆高山村ガイドボランティア登山企画を今年も開催します!県指定の文化財である高山村のゴヨウツツジ。

真っ白に咲く美しいツツジを見に、一緒に登山しませんか。ガイドボランティアが皆さんを山岳ガイドします!

- **●開催日時** 平成29年5月20日(土)
  - 午前9時~午後3時(予定)
- ●場所 小野子山(高山村小野子山登山道沿い)
- ●集合 午前9時 道の駅中山盆地
- ●持ち物 登山の服装、飲み物、昼食
- ●参加費 無料
- ●募集人数 先着30名(定員になり次第締め切ります)
- ※保険は各自加入してください。
- ※一部登山道がある為、体力のない方はあまりお勧め出来ません。

### 《お問い合わせ》

高山村ガイドボランティア事務局(役場地域振興課) 担当 戸井田 ☎0279-63-2111

## 村営住宅入居者募集のご案内

村営住宅では入居者を募集します。各住宅で条件が違いますので 入居資格、申請方法及び家賃等に つきましては建設課住宅係までお 問い合わせください。

### 《お問い合わせ》

☎0279-63-2111(内線52)

# 人口と世帯数 (4月1日現在)

**1111** 人口 3,703人 (-12)

▲ 男 1,837人 (- 4)

1,866人 (- 8)

→ 世帯数 1,352世帯(+ 6)

※( )内は、前月との比較

# AAM Mart Hand

# 納税等 ★印が5月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	保険税康	介護保険料	医療保険料	使用料 道
4月							
5月		*					*
6月							
7月					•		
8月	•			•	•	•	
9月				•	•	•	•
10月	•	•			•		
11月				•	•	•	•
12月				•	•	•	
1月	•	•		•	•	•	•
2月				•	•	•	
3月					•	•	

税 税金は 社会を支える あなたの会費



### 平成 29 年3月末 住民基本台帳登録人口しらべ 男・女別

行政区	男	女	計	世帯数
原	238	218	456	144
本宿	207	207	414	137
新田	264	278	542	186
五領	148	127	275	104
判形	296	329	625	230
役原	84	88	172	68
関田	127	120	247	88
戸室	92	103	195	65
火の口	60	57	117	44
北之谷	86	79	165	55
熊野	89	85	174	60
梅沢	104	105	209	88
<b>梅沢</b> (パース)	0	0	0	0
茶屋ケ松	23	34	57	28
老人ホーム	19	36	55	55
合計	1,837	1,866	3,703	1,352
高山村 大字中山	1,299	1,334	2,633	972
高山村 大字尻高	538	532	1,070	380

平成 29 年 3 月 3 1 日